資料４－３

# 第六次北本市男女行動計画
## （北本市男女共同参画プラン）
# 骨子案

令和４年６月

目　　次

## 第１章　計画策定の趣旨


１．計画策定の目的 ･･････････････････････････････････････････ １
２．計画策定の背景 ･･････････････････････････････････････････ ２
（１）国際的な動き ･･････････････････････････････････････････ ２
（２）国の動き ･･････････････････････････････････････････････ ４
（３）埼玉県の動き ･･････････････････････････････････････････ ５
（４）北本市の動き ･･････････････････････････････････････････ ５
３．計画の性格 ･･････････････････････････････････････････････ ６
４．計画の期間 ･･････････････････････････････････････････････ ７


## 第２章　男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題


１．統計からみる本市の現状 ･･････････････････････････････････ ８
（１）人口・世帯数の動向 ････････････････････････････････････ ８
（２）少子高齢化の進行 ･･････････････････････････････････････ 10
（３）就業の状況 ････････････････････････････････････････････ 12
（４）審議会等の委員における女性の割合･･････････････････････ 14
２．男女共同参画に関する意識の状況 ･･････････････････････････ 15
（１）調査概要 ･･････････････････････････････････････････････ 15
（２）市民意識・実態調査 ････････････････････････････････････ 16
（３）事業所アンケート調査 ･･････････････････････････････････ 26
３．第五次計画の評価 ････････････････････････････････････････ 28
（１）取組の推進状況と数値目標の達成状況･･････････････････････ 28
４．課題のまとめ ････････････････････････････････････････････ 33


## 第３章　計画の基本的な考え方


１．基本理念と基本目標 ･･････････････････････････････････････ 35
（１）基本理念 ･･････････････････････････････････････････････ 35
（２）基本目標 ･･････････････････････････････････････････････ 36
２．施策の体系 ･･････････････････････････････････････････････ 38
３．数値目標

# 第１章　計画策定の趣旨

## １．計画策定の目的

本市では、平成６（1994）年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降五次にわたる計画を通じて、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

平成 18（2006）年には、男女共同参画の推進に向けて「北本市男女共同参画推進条例」を施行し、市、市民、事業者やその他の機関の責務を明示するとともに、男女共同参画に関して講じた施策の状況を公表すること等を定めました。

しかしこの間、全国的な少子高齢化の進行や雇用形態の多様化など、社会経済環境は大きな変化を続け、それに合わせ人々の価値観や生活スタイルも大きく変化してきました。

また、令和２（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力（ＤＶ）や性暴力の増加・深刻化の懸念、雇用・所得への影響など、特に女性に対して大きな影響をもたらし、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

豊かな市民生活の実現や社会の持続的な発展のためには、すべての人の個性と能力が発揮される社会、男女共同参画社会の実現が欠かせません。

市では、現行計画の計画期間の満了にあたり、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第六次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

# ２．計画策定の背景

## （１）国際的な動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

### 【近年の動き】

■「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

平成 27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が掲げられました。そのひとつのゴール５には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

■第 64 回国連女性の地位委員会（「北京＋25」記念会合）

令和２（2020）年が「北京宣言及び行動綱領」の採択から 25 年にあたることを記念し、「北京＋25」（第 64 回国連女性の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」の実施の進捗の速さや深さが不十分であること、依然として大きな格差があり、構造的な障壁、差別的な慣習等が残っていることへの懸念が表明されています。

| 年 | 世界の動き |
|---|---|
| 昭和 50（1975）年<br>国際婦人年 | 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択<br>1985 年までを「国際婦人の 10 年」とすることを宣言 |
| 昭和 54（1979）年 | 国連で「女子差別撤廃条約」採択 |
| 昭和 60（1985）年 | 第３回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 |
| 平成７（1995）年 | 第４回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択<br>→ＮＧＯフォーラムに３万人が参加、20 世紀最大の女性集会 |
| 平成 12（2000）年 | 国連特別総会「女性 2000 年会議」「更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択<br>「ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ：2015 年までの国際目標）」設定（目標３：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） |
| 平成 22（2010）年 | 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」 |
| 平成 23（2011）年 | UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）<br>正式発足 |
| 平成 27（2015）年 | 第 59 回国連婦人の地位委員会「北京＋20」<br>「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（ＳＤＧｓ）」採択（目標５：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う） |
| 令和元（2019）年 | G20 大阪首脳宣言 |
| 令和２（2020）年 | 第 64 回国連女性の地位委員会「北京＋25」 |

## コラム　SDGs（持続可能な開発目標）

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された世界共通の目標であり、17 のゴール（目標）・169 のターゲットから構成されています。

令和 12(2030)年を達成の年限として、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、国際社会全体で取り組むこととされています。

国においては、平成 28（2016）年に「ＳＤＧｓ実施指針」を策定し、その中でＳＤＧｓの達成に向けては、地方自治体等の積極的な取組が不可欠であるとしています。

北本市においても、市で実施する取組についてＳＤＧｓと関連付けた情報発信を行うことをはじめ、さまざまな計画にＳＤＧｓの要素を反映するなど、ＳＤＧｓを取り入れたまちづくりを推進しています。

ＳＤＧｓは、その前文に「すべての人の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と明記されるなど、ジェンダー平等と女性および女児のエンパワーメントの実現は、ＳＤＧｓ全体の目的でもあります。

また、目標５として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。

SDGsの 17 のゴール及びゴール5のロゴマーク

## （２）国の動き

国においては、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第５次の計画を策定しています。

また、「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

しかし一方で、世界経済フォーラムが令和３（2021）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index)」では、特に政治・経済分野での格差が大きく、156 か国中 120 位と先進国の中でも低い水準となっています。

### 【近年の動き】

#### ■「第５次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和２（2020）年に「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### ■「育児・介護休業法」の改正

令和３（2021）年６月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれ、令和４（2022）年４月より段階的に施行されています。

| 年 | 日本の動き |
|---|---|
| 平成 11（1999）年 | 「男女共同参画基本法」施行 |
| 平成 12（2000）年 | 「男女共同参画基本計画」策定 |
| 平成 13（2001）年 | 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 |
| ⋮ | |
| 平成 25（2013）年 | 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 |
| 平成 27（2015）年 | 「女性活躍推進法」公布<br>「第４次男女共同参画基本計画」策定 |
| 平成 30（2018）年 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行<br>「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布 |
| 令和元（2019）年 | 「女性活躍推進法」改正<br>「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正 |
| 令和２（2020）年 | 「第５次男女共同参画基本計画」策定 |
| 令和３（2021）年 | 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定<br>「育児・介護休業法」改正 |

## （３）埼玉県の動き

埼玉県においては、全国に先駆けて平成 12（2000）年に埼玉県男女共同参画推進条例を制定し、平成 14（2002）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和４（2022）年３月に新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

〔近年の動き】

■「埼玉県男女共同参画基本計画」策定

人口減少と一層の高齢化の進行が見込まれる中で、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりを目指し、令和４年度を初年度とする新たな「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、ＤＶと児童虐待対応の連携強化、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景としたＤＶ相談件数の増加等の社会変化や課題へ対応するため、あわせて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第５次)」も策定されています。

## （４）北本市の動き

本市では、平成６（1994）年に「北本市男女行動計画」を策定し、以降、五次にわたる改訂を重ね、様々な分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。

また、平成 18（2006）年７月に「北本市男女共同参画推進条例」を施行、同年 11 月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行っています。

計画の推進にあたっては、「北本市男女共同参画推進条例」第 20 条の規定に基づき、毎年度年次報告書を作成・公表し、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにしています。

計画の推進にあたっては、様々な年代に応じた意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現と政策･意思決定過程の場における女性の登用をはじめとする働く場や地域社会への女性の参画促進、男女がともに子育て・介護に行うためのサービスの充実、あらゆる暴力を根絶するための意識啓発や相談体制の確立、庁内外の様々な主体との連携強化を課題とし、男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を展開してきました。

「第六次北本市男女行動計画」の策定に向けて、令和３年度に「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」と「事業所アンケート調査」を実施しました。

## ３．計画の性格

（１）本計画は、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。

（２）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項及び「北本市男女共同参画推進条例」第 11 条第１項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

（３）本計画は、国及び県の「男女共同参画基本計画」や「第五次北本市総合振興計画」を踏まえるとともに、関連する市の個別計画との整合を図りながら策定します。

（４）本計画は、「ＤＶ防止法」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

（５）本計画は、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

（６）本計画は、北本市男女共同参画審議会の意見を尊重するとともに「第五次北本市男女行動計画（北本市男女共同参画プラン）」の進捗状況や課題を整理し、令和３（2021）年 10～12 月に実施した「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果等をもとに策定しました。また、令和４年（2022）中に実施するパブリック・コメント制度等による市民の提言等も反映します。

（７）本計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

**計画の位置付け**

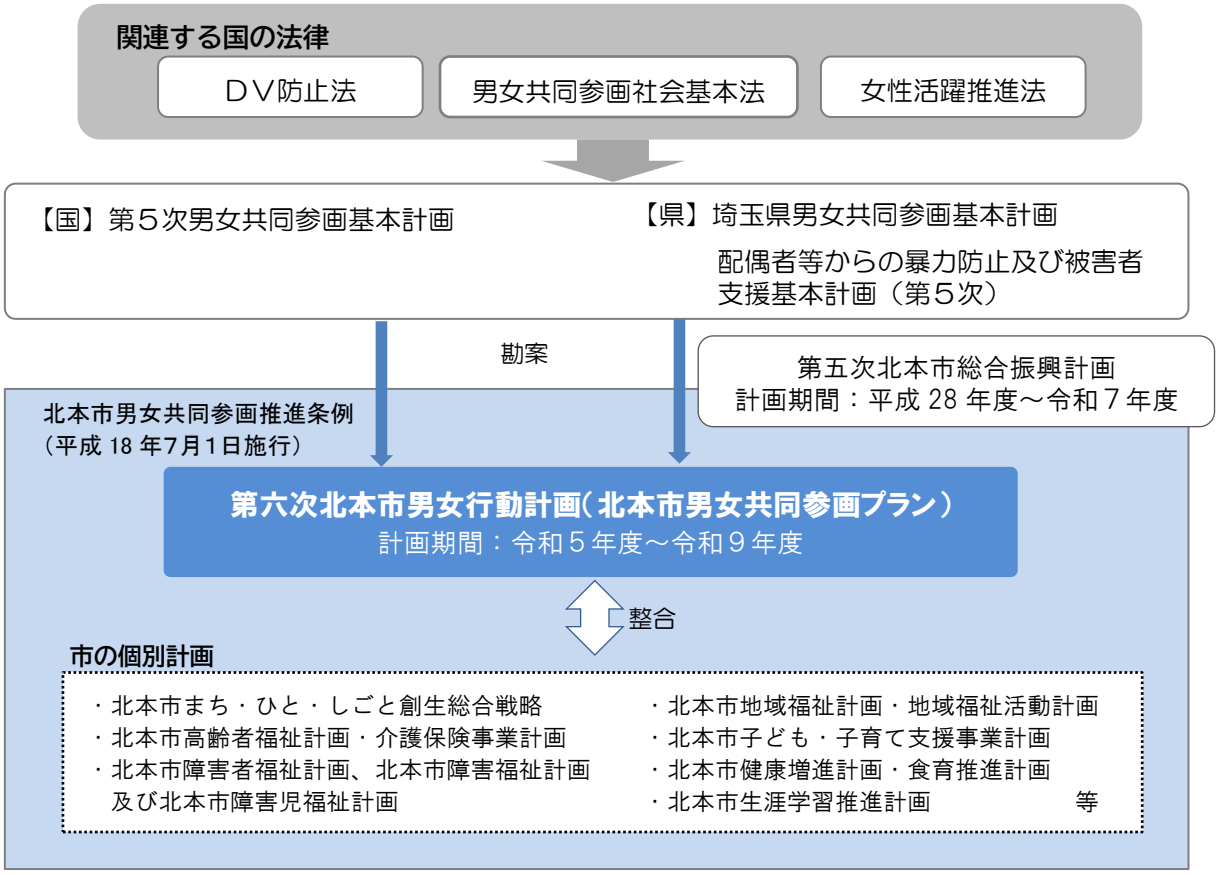

# ４．計画の期間

本計画の計画期間は、令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間とします。

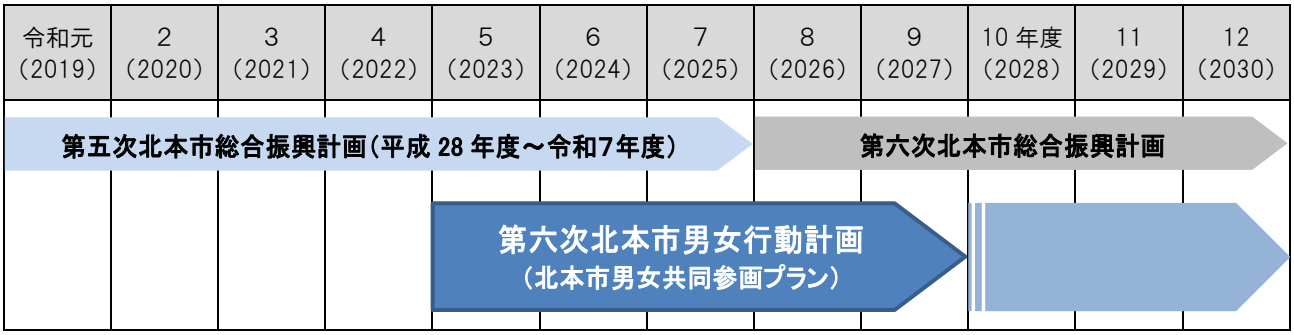

# 第２章　男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

## １．統計からみる本市の現状

### （１）人口・世帯数の動向

#### ① 人口の推移

本市の人口は、令和２（2020）年 10 月 1 日現在 65,201 人、世帯数は 27,403 世帯となっています。平成 17（2005）年の 70,126 人をピークに、以降減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加しています。

人口・世帯数の推移

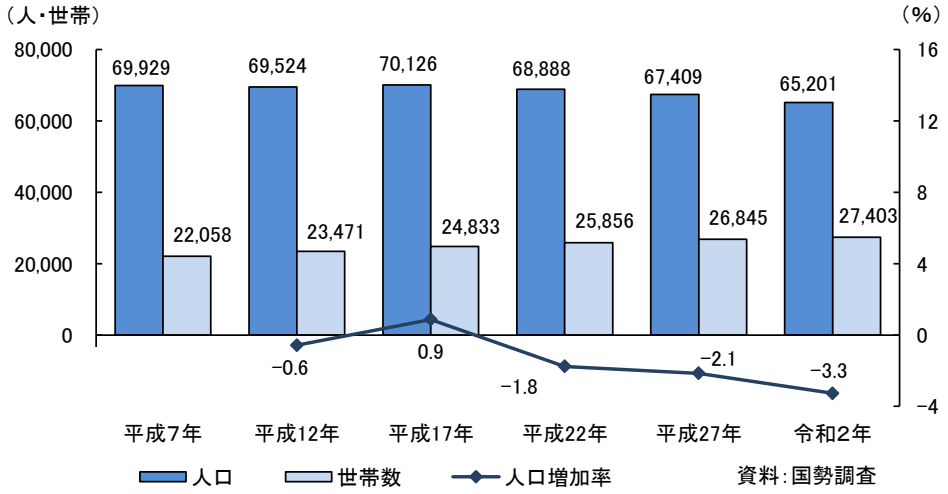


本市の年齢５歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに 70～74 歳が多く、次いで 45～54 歳が多くなっています。また、65 歳以上ではいずれの年齢階級も女性が男性を上回ります。

年齢5歳階級別人口（令和4年3月末現在）

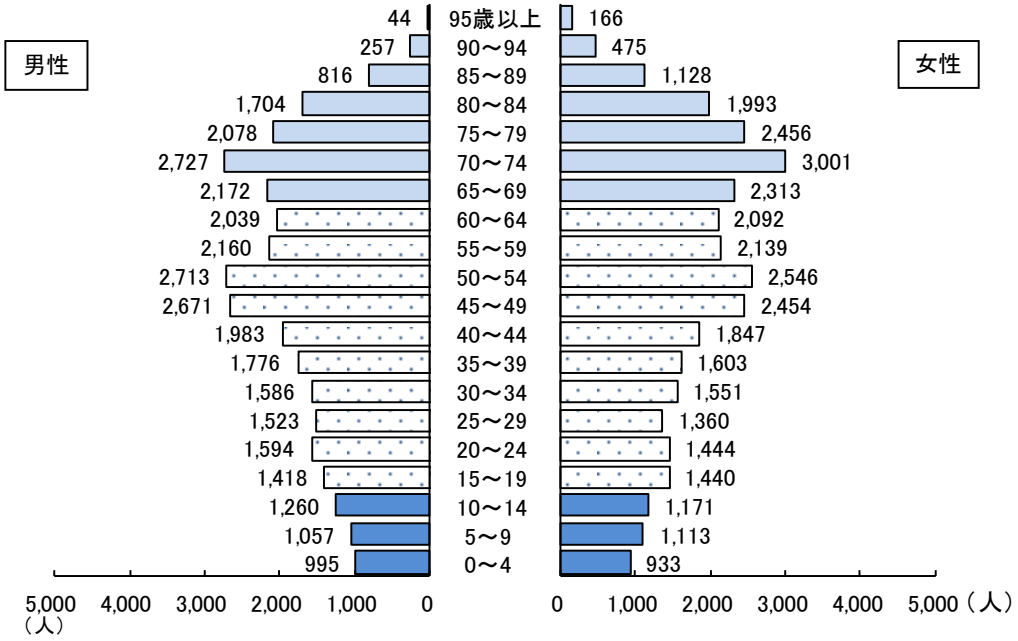

## ② 世帯構成

一般世帯を家族類型別にみると、本市では全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

一般世帯の構成比（全国・埼玉県との比較　令和2年）

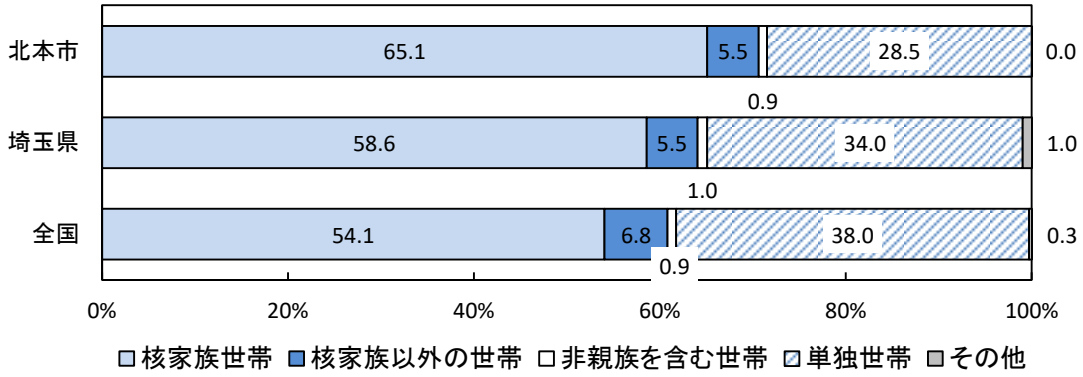


資料：国勢調査

一般世帯の構成比（経年比較）

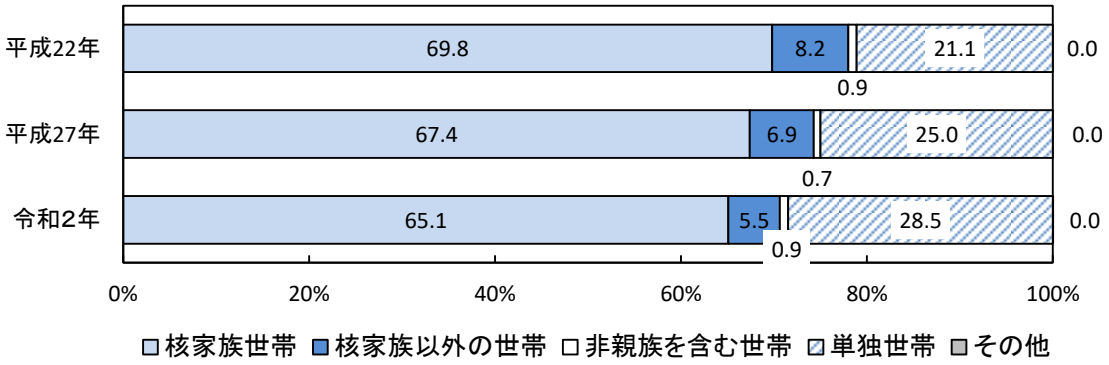


資料：国勢調査

## ③ 母子世帯・父子世帯

母子世帯・父子世帯の数はともに減少傾向にありますが、母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、６歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。

母子世帯数・父子世帯数の推移

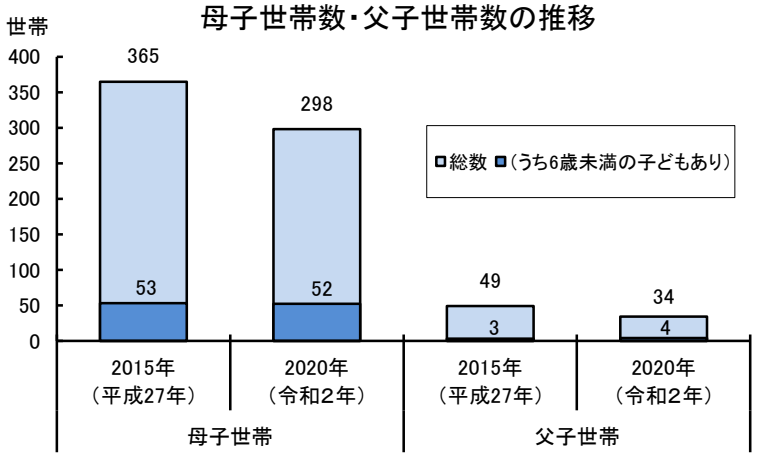


資料：国勢調査

## （２）少子高齢化の進行

### ① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国、埼玉県の値を下回って推移していましたが、令和２（2020）年では 1.26 と県と同水準まで回復しています。

鴻巣保健所管内の自治体と比較すると、本市の合計特殊出生率は、上尾市に次いで高い水準となっています。

合計特殊出生率の推移

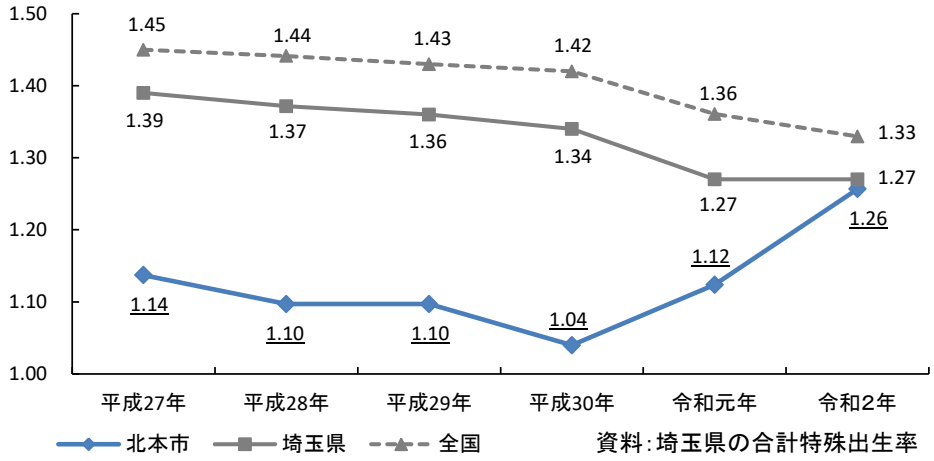


鴻巣保健所管内における合計特殊出生率の順位（令和2年）

| 順位 | 市町村 | 合計特殊出生率 |
|---|---|---|
| | 埼玉県 | 1.27 |
| 1 | 上尾市 | 1.38 |
| 2 | 北本市 | 1.26 |
| 3 | 鴻巣市 | 1.20 |
| 4 | 桶川市 | 1.19 |
| 5 | 伊奈町 | 1.13 |

## ② 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成 27 年以降、全国、埼玉県を上回って推移しており、令和２（2020）年は 32.6％と全国、埼玉県の値との差が大きくなっています。

令和２（2020）年の埼玉県における高齢化率の順位をみると、本市は埼玉県で 23 番目に高くなっています。

また、高齢者人口の推移をみると、増加を続けており、令和２（2020）年 21,183 人となっています。特に、女性の人数が多く男性を約 1,600 人上回ります。

高齢化率の推移

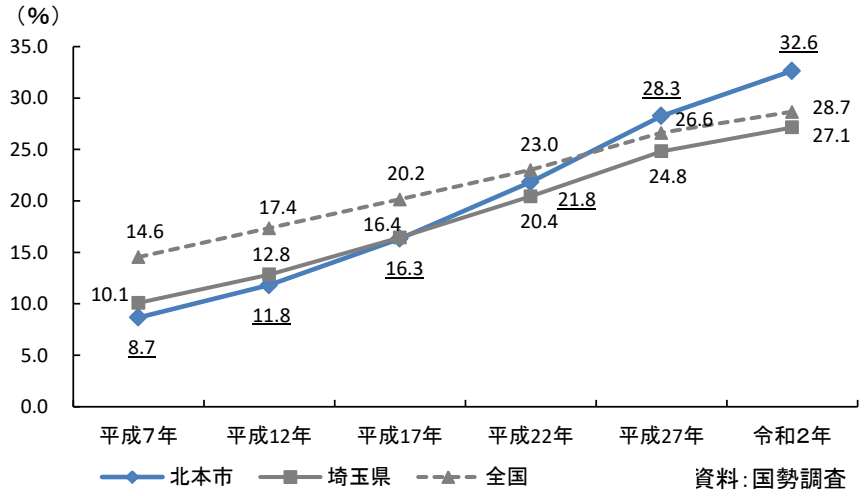


埼玉県における高齢化率の順位

| 順位 | 市町村 | 高齢化率 |
|---|---|---|
| | 埼玉県 | 27.1% |
| 1 | 東秩父村 | 46.5% |
| ⋮ | | |
| 23 | 北本市 | 32.6% |
| 63 | 戸田市 | 16.9% |

単位：国勢調査

高齢者人口（性別）の推移

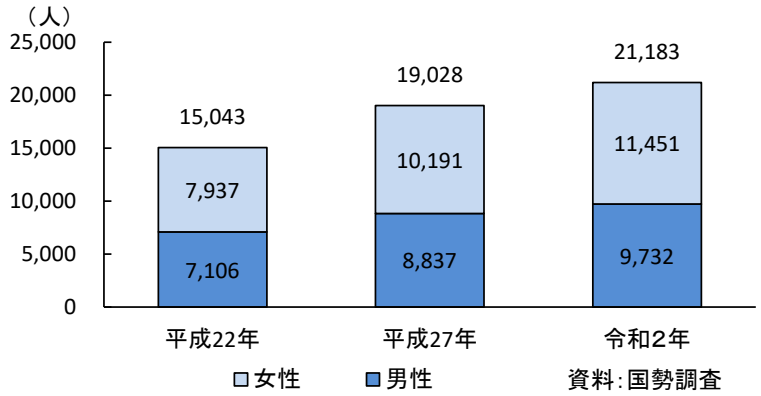

## （３）就業の状況

### ① 女性の労働力率

一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、平成 22（2010）年以降、80 歳以上の一部を除き、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇し、令和２（2022）年最も高い値となっています。

それに合わせ、「M字カーブ」の谷は浅くなり、グラフ全体の形は台形に近づきつつあります。

本市の女性の労働力率を全国・県と比べると、生産年齢人口である 15～64 歳は概ね同水準で推移しています。

女性の年齢階級別労働力率（経年比較）

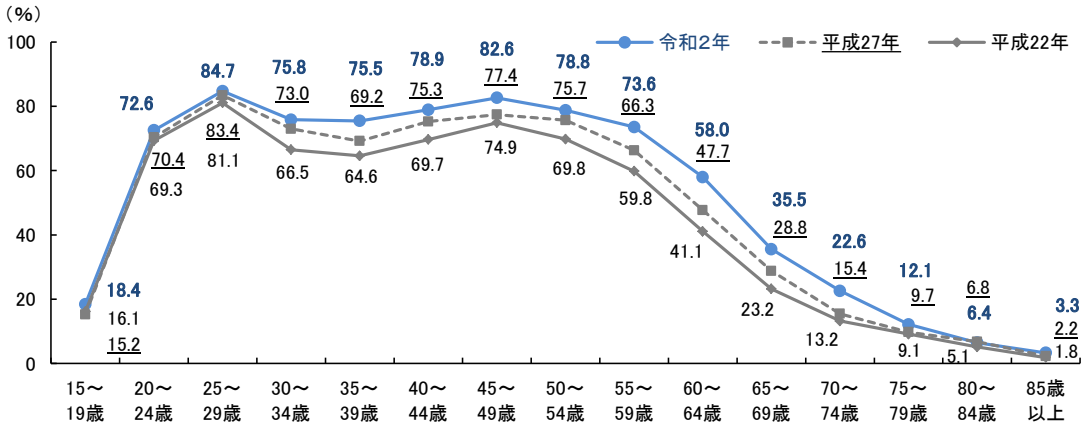


資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率（全国・埼玉県との比較　令和2年）

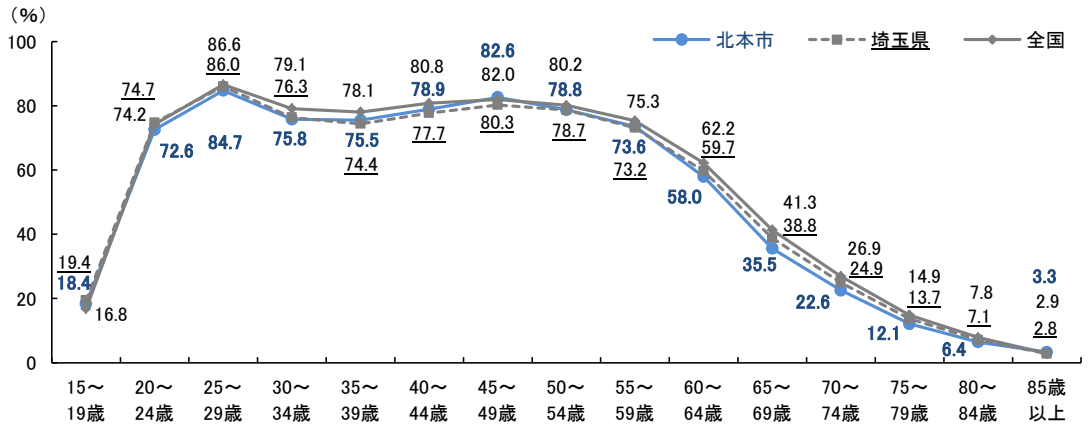


資料：国勢調査

## ② 雇用形態

男女別に雇用形態をみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が 41.2%であるのに対し、男性は 78.6%と大きな差が見られます。

また、本市では全国や埼玉県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

性別の雇用形態の内訳（全国・埼玉県との比較　令和2年）

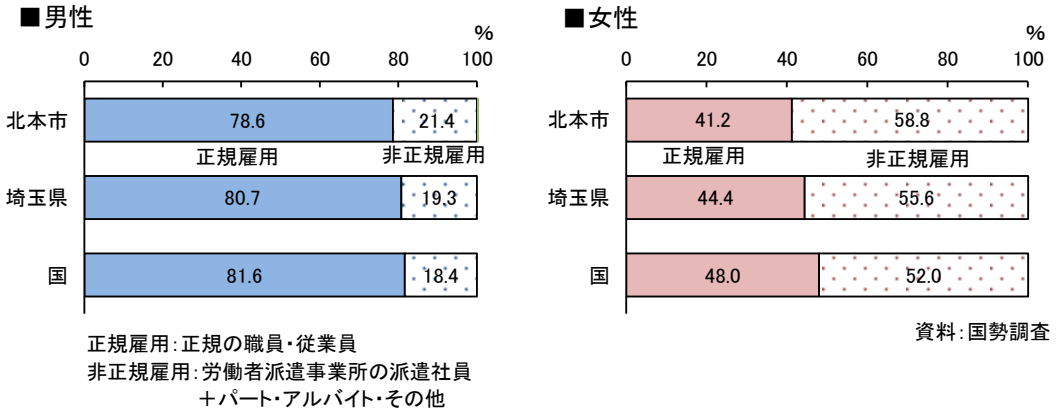


正規雇用：正規の職員・従業員
非正規雇用：労働者派遣事業所の派遣社員
＋パート・アルバイト・その他

## ③ 市内・市外通勤割合

従業地の令和２年結果は、７月公表予定

北本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内通勤割合をみると、男性は 65 歳以上を除くすべての年齢階級で「市外へ通勤」の割合が６割を超え高くなっています。女性は、30 歳代前半までは「市外へ通勤」の割合が高いものの、年代が上がるごとに「市内で従業」の割合が高くなり、50 歳代後半を境に「市外へ通勤」を上回ります。

北本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内通勤割合（平成 27 年）

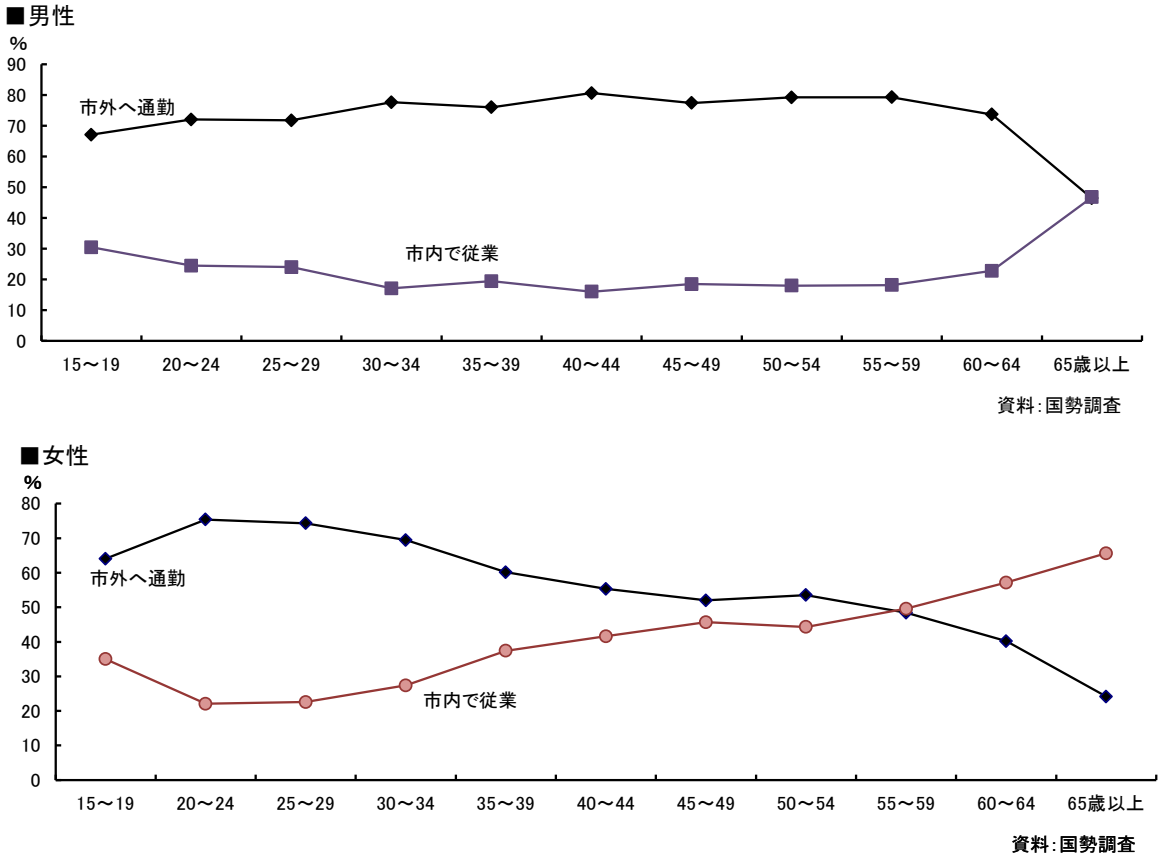

## （４）審議会等の委員における女性の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和２（2020）年以降は２割台で推移しており、増加・横ばい傾向にある全国、埼玉県との差が大きくなっています。

審議会等の委員における女性の割合

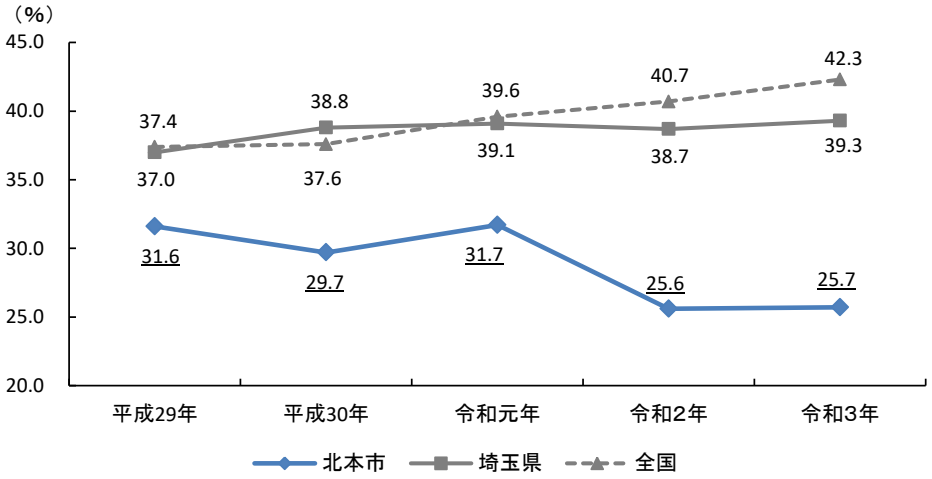


資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

# 2．男女共同参画に関する意識の状況

## （1）調査概要

本計画の策定に向け、また、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識・実態や、事業者の立場から見た男女共同参画に関する現状・課題等を把握することを目的として、令和３（2021）年 10 月～11 月に市民を対象とした「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」という。）、11 月～12 月に市内事業所を対象とした「事業所アンケート調査」を実施しました。

■市民意識・実態調査

| 調査の概要 | | |
|---|---|---|
| 調査の設計 | 調査対象 | 満 18 歳以上の市民 |
| | 標本数 | 2,000 人 |
| | 抽出方法 | 年齢及び地域等の層化法により、住民基本台帳から男女各 1,000 人を無作為抽出 |
| | 調査方法 | 郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用） |
| | 調査期間 | 令和３（2021）年 10 月 30 日～11 月 22 日 |
| | 有効回収数 | 953（女性 521、男性 417、性別無回答他 15／<br>調査票用紙による回答 661、インターネット回答 292） |
| | 回収率 | 47.7%（女性 52.1%、男性 41.7%） |
| 調査項目 | ・男女平等に関する意識について<br>・家庭生活（家事・育児・介護）と地域活動について<br>・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について<br>・職業生活について<br>・配偶者等からの暴力などについて<br>・防災・災害対応における男女共同参画について<br>・性の多様性について<br>・北本市の男女共同参画の取組について | |

■事業所アンケート調査

| 調査の概要 | | |
|---|---|---|
| 調査の設計 | 調査対象 | 市内事業所 |
| | 標本数 | 200 社 |
| | 抽出方法 | 市内事業所より 200 社を抽出（従業員数 50 人以上の事業所は全数配布） |
| | 調査方法 | 郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用） |
| | 調査期間 | 令和３（2021）年 11 月 17 日～12 月６日 |
| | 有効回収数 | 73（調査票用紙による回答 55、インターネット回答 18） |
| | 回収率 | 36.5% |
| 調査項目 | ・女性活躍推進への取組について<br>・女性の管理職登用について<br>・仕事と育児・介護の両立支援について<br>・テレワークについて<br>・職場における各種ハラスメントの防止について<br>・ＬＧＢＴＱ（性的少数者）等への対応について<br>・男女共同参画に関する市の施策・制度について | |

## （2）市民意識・実態調査

### ① 男女の地位の平等

各分野での男女の地位の平等については、いずれの分野でも男性に比べ女性で「平等になっている」割合が低く、特に家庭生活と教育の分野で差が大きくなっています。

**各分野の男女の地位の平等（「平等になっている」割合）【性別】**

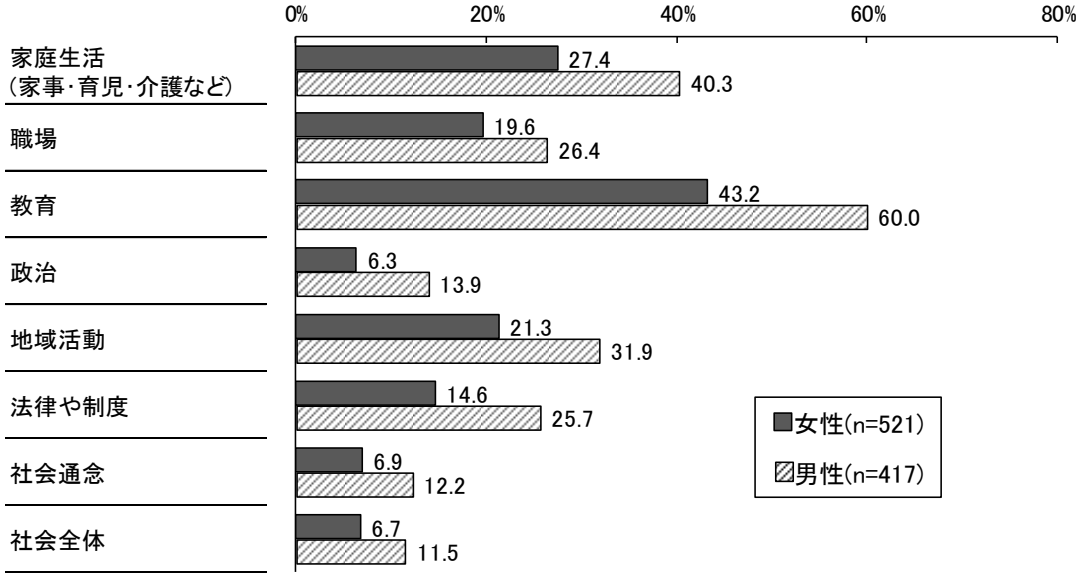

また、前回調査と比較すると、職場において「男性の方が優遇されている」が 12 ポイント低下し、「平等になっている」が 5.8 ポイント上昇しています。

一方で、政治、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合ではいずれも「男性の方が優遇されている」が５割を超えており、前回調査から変化が見られません。

**各分野の男女の地位の平等【経年比較】**

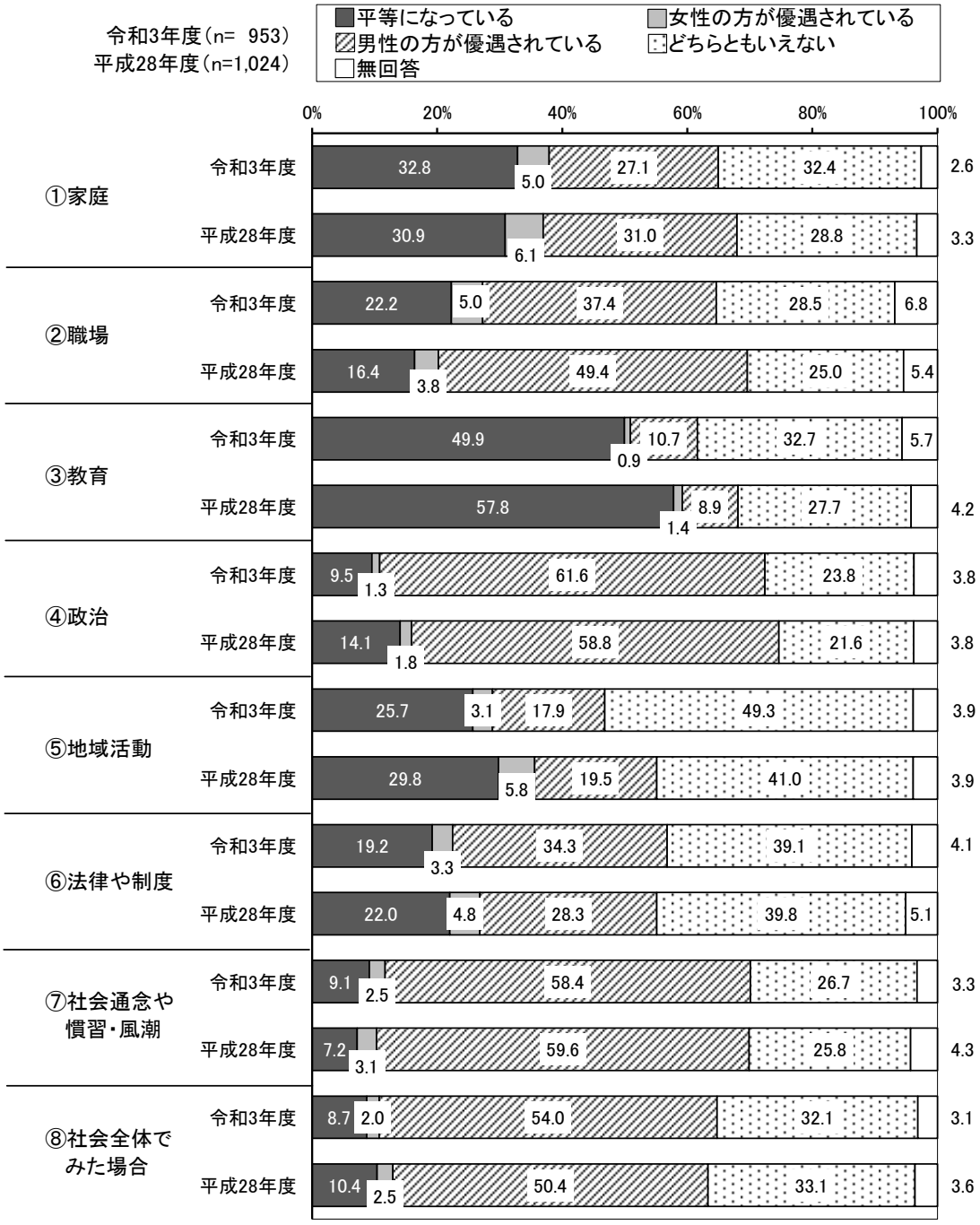

## ② 男女共同参画に関する用語等の認知度

男女共同参画に関する用語等の認知度について、「内容を知っている」は、《セクシュアル・ハラスメント》や《ＤＶ》、《マタニティ・ハラスメント》などで高くなっています。

一方で、「名前も内容も知らない」は、《ＳＯＧＩ》や《リプロダクティブ・ヘルス／ライツ》で７割を超え高く、《北本市男女行動計画》や《北本市パートナーシップ宣誓制度》、《北本市男女共同参画条例》などの市の条例・計画・施策においても高くなっています。

男女共同参画に関する用語等の認知度

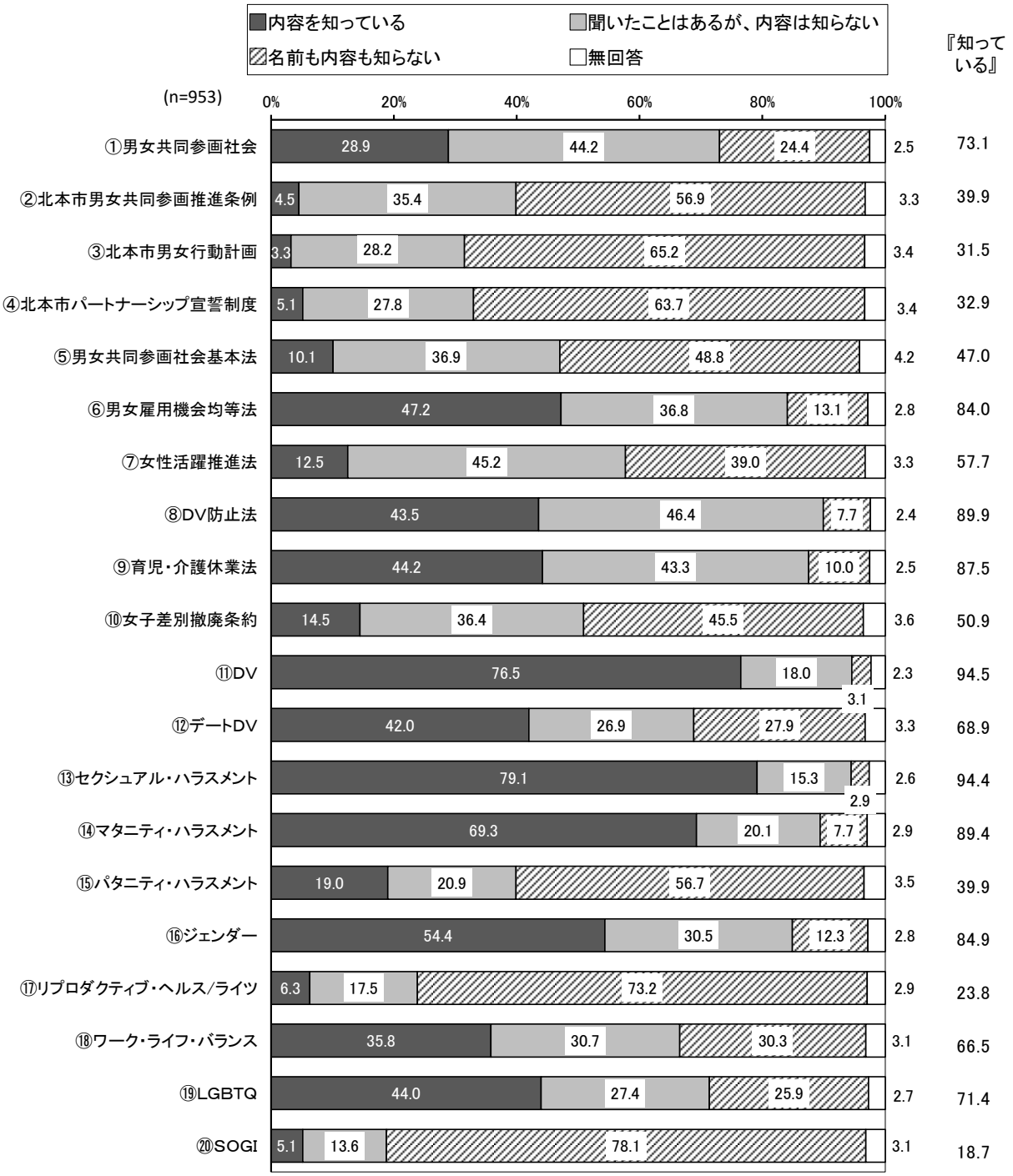

## ③ 性別による役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」との回答は、平成 23 年度の調査に比べ約５ポイント低下しています。反対に「同感しない」との回答は、回を追うごとに上昇し、令和３年度で５割台半ばとなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【経年比較】

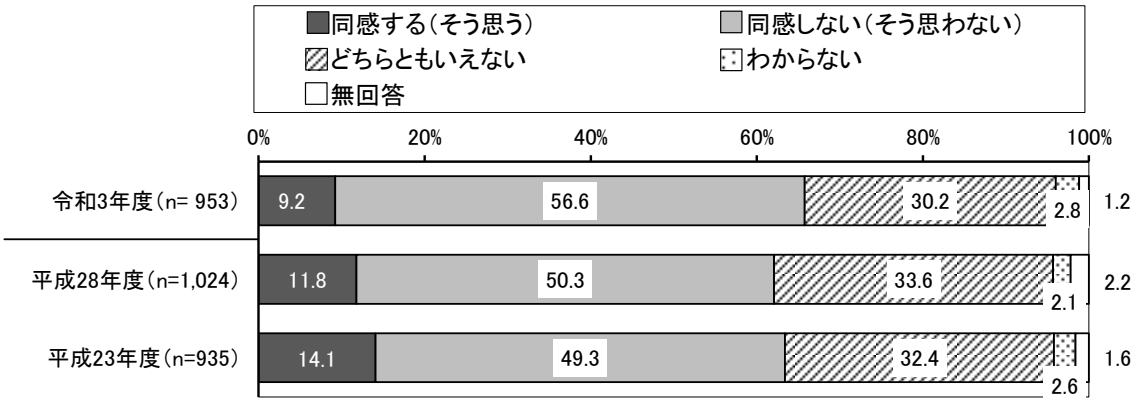


「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」理由を性別にみると、男女いずれも「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」が最も高くなっていますが、その割合は女性が男性を上回っています。反対に、「女性が家庭のみでしか活躍できないことは社会にとって損失だと思うから」は、男性が女性を上回ります。

「男は仕事、女は家庭」に同感しない理由（性別）

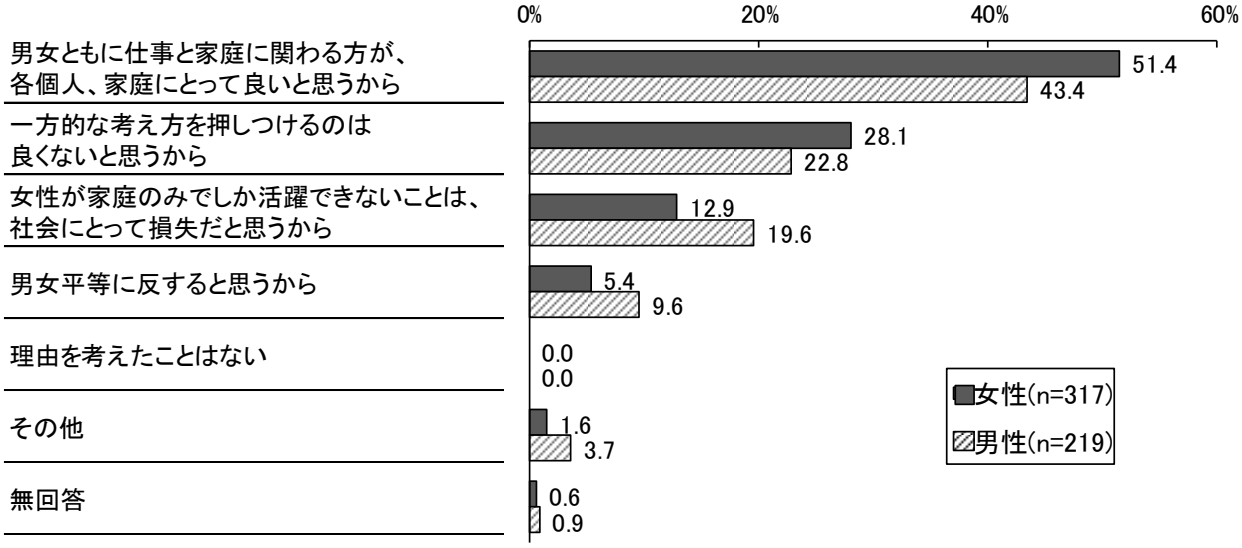

## ④ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスについては、《理想》では「『家庭生活』を優先したい」、《現実》においても「『家庭生活』を優先している」がともに増加しています。また、前回調査に比べ「『仕事』を優先している」との回答は大きく減少しています。

ワーク・ライフ・バランスの《理想》【経年比較】

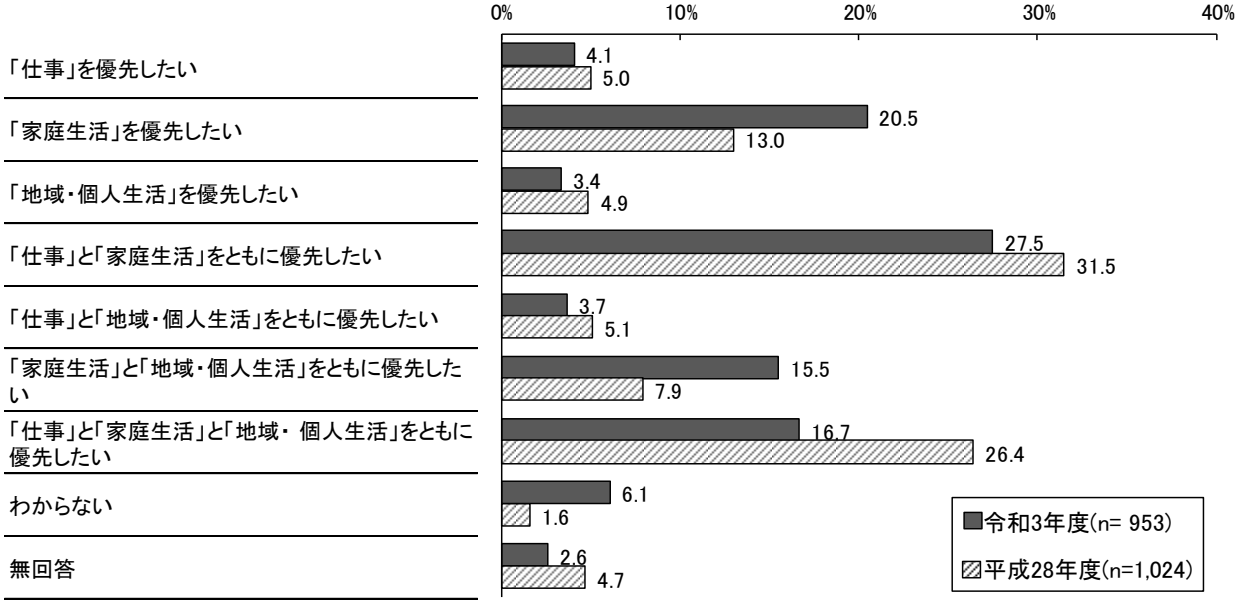


ワーク・ライフ・バランスの《現実》【経年比較】

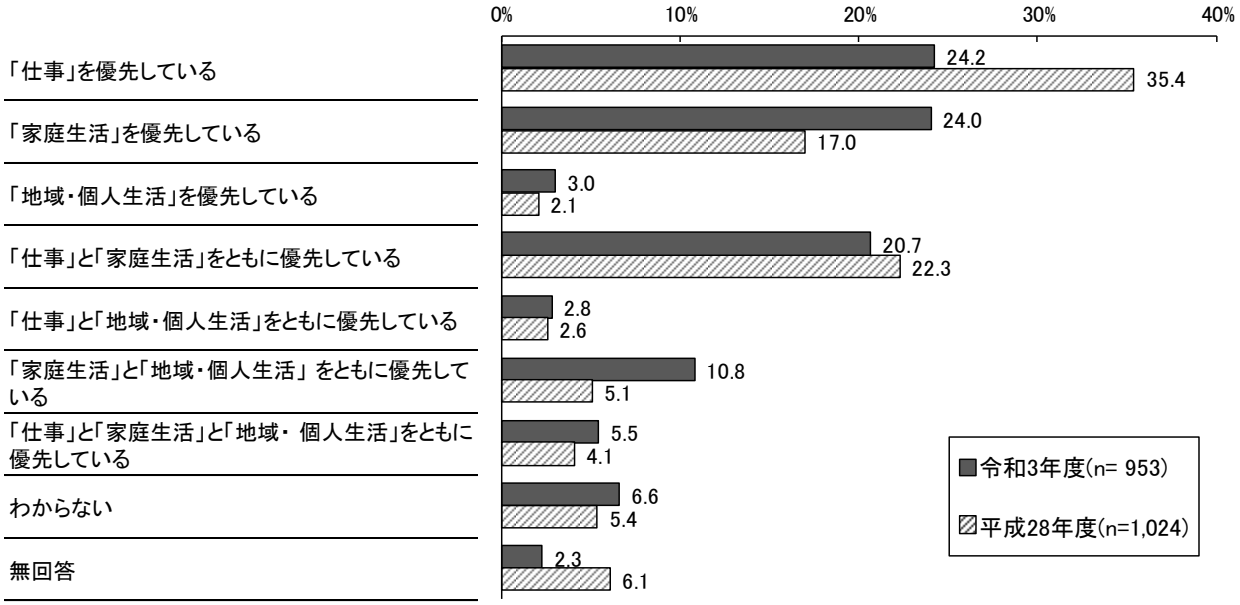

男女がともに仕事と家庭の両立をしていくための条件については、男女ともに「給与などの男女間格差をなくすこと」が最も高くなっています。また、「年間労働時間を短縮すること」が男性で 38.6%と女性を大きく上回ります。

男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件【性別】

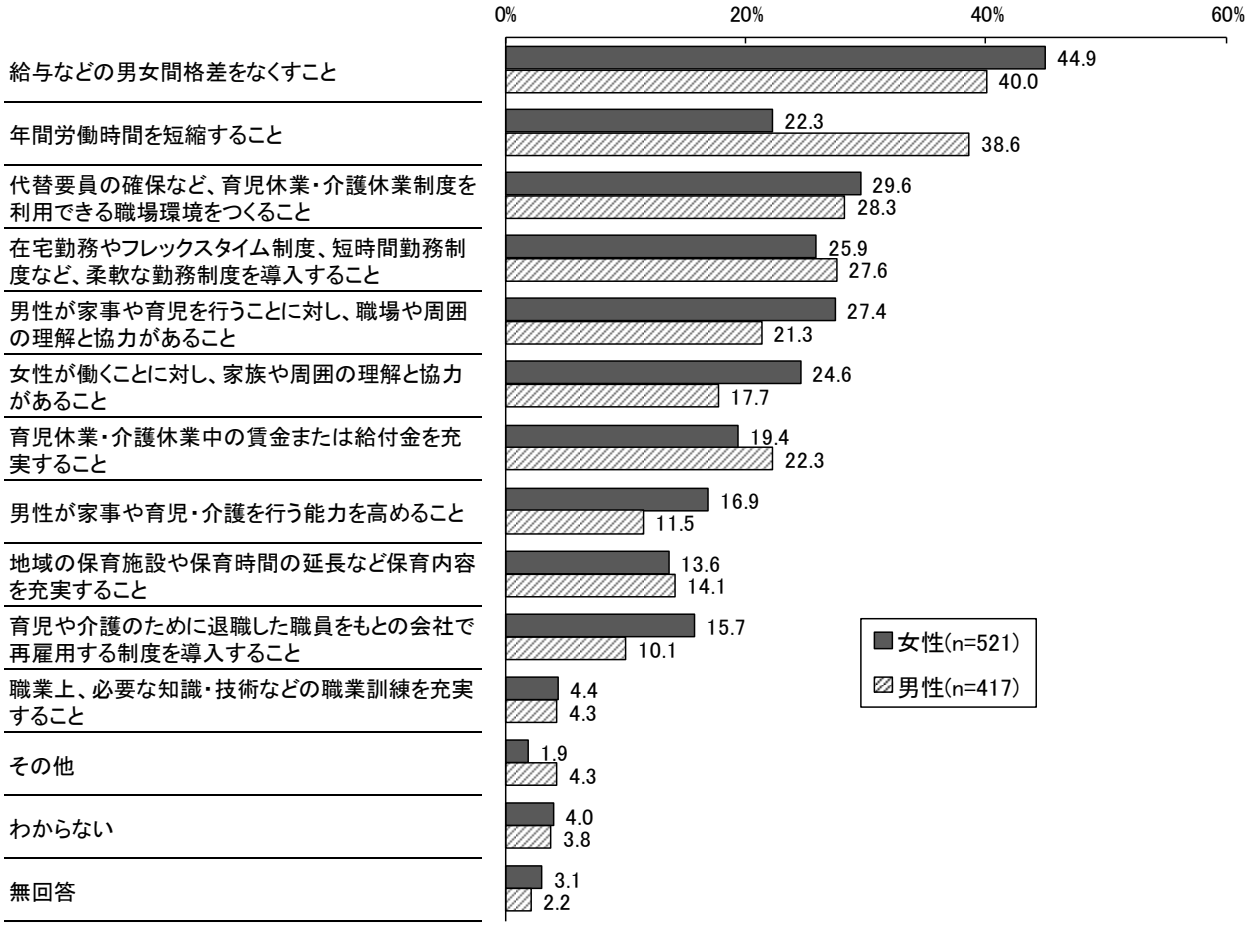

## ⑤ 女性の活躍推進

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障壁となるものについては、男女ともに「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」が最も高く、次いで「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」となっています。また、女性では男性に比べ「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が、男性では女性に比べ「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」がそれぞれ高くなっています。

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やす時に障壁となること【性別】

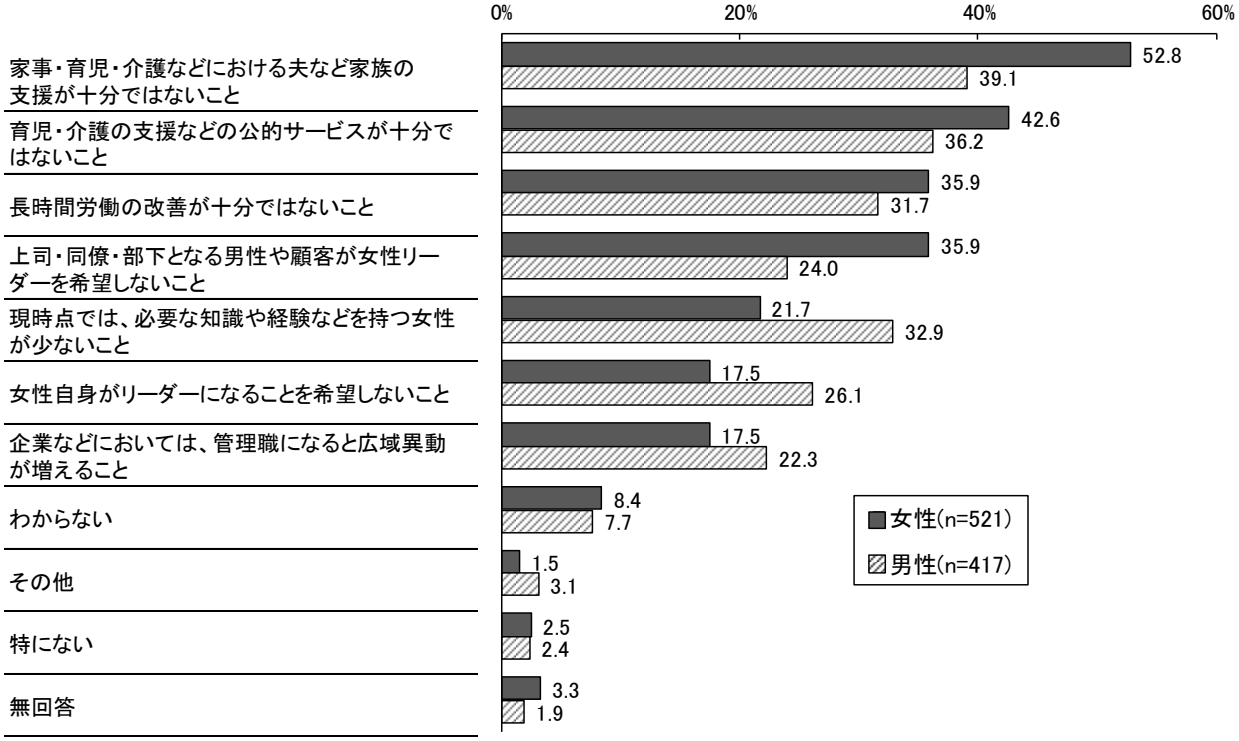

## ⑥ 配偶者等からの暴力（ＤＶ）

暴力被害の経験について、『経験あり』（「１、２度あった」と「何度もあった」との合計）をみると、《身体的暴行》と《心理的攻撃》では、女性で１割を超え、男性に比べ高くなっています。その他の暴力についても、『経験あり』は女性の割合が男性を上回ります。

DVを受けた経験の有無 【性別】

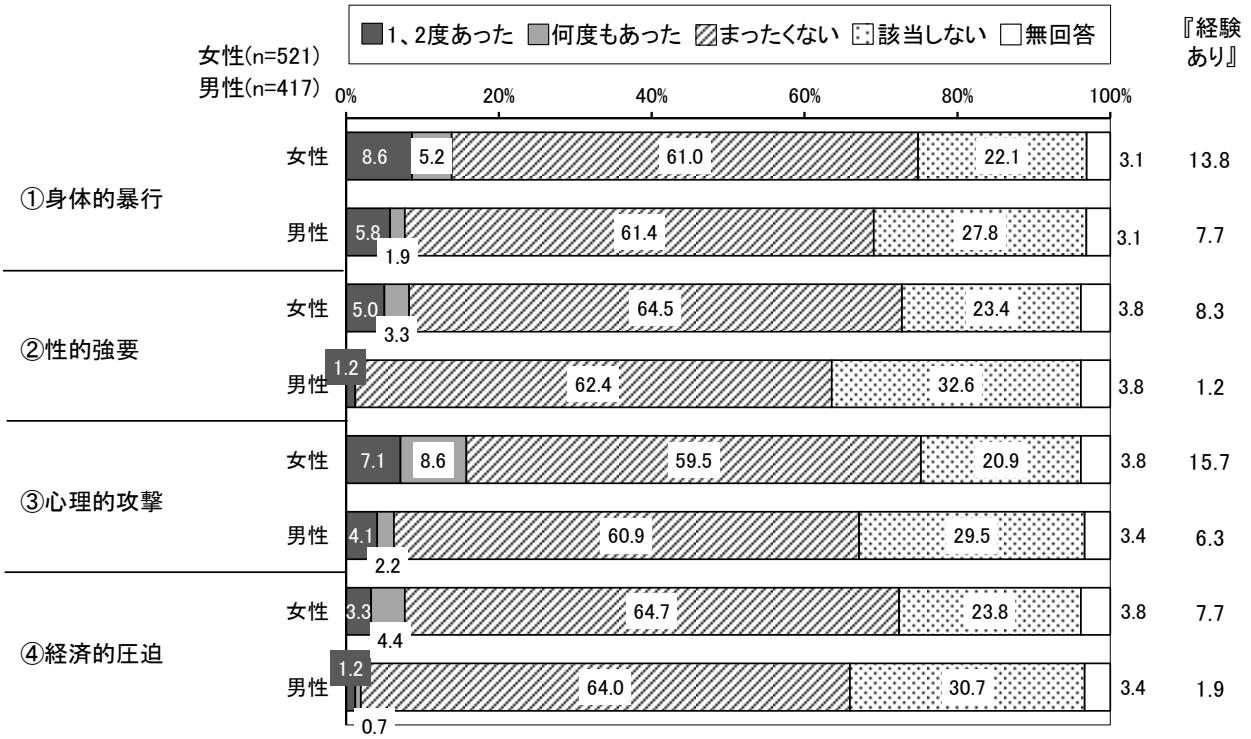


①身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行など

②性的強要　：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

③心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など

④経済的圧迫：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害される

ＤＶと考えられる行為を受けた経験のある人に、相手の行為により命の危険を感じたことがあるかをたずねたところ、性別では、「感じたことがある」は女性が 27.3%に対し男性が 9.3%と、女性が男性を大きく上回ります（18.0 ポイント差）。

DV により命の危険を感じたことの有無【性別】

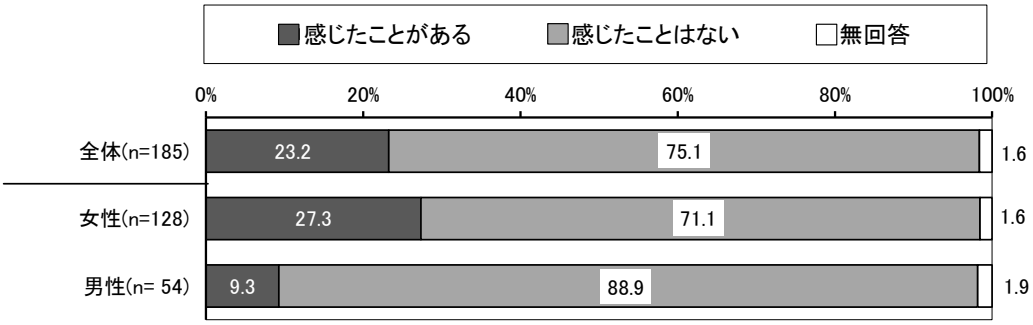

## ⑦ 男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策については、「高齢者介護支援の充実」が最も高く、次いで「保育所・学童保育室などの子育て支援の充実」、「男女共同参画に関する講座の実施や情報誌の発行などによる啓発」と「女性の就労・起業についての支援策」などの順となっています。

男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策

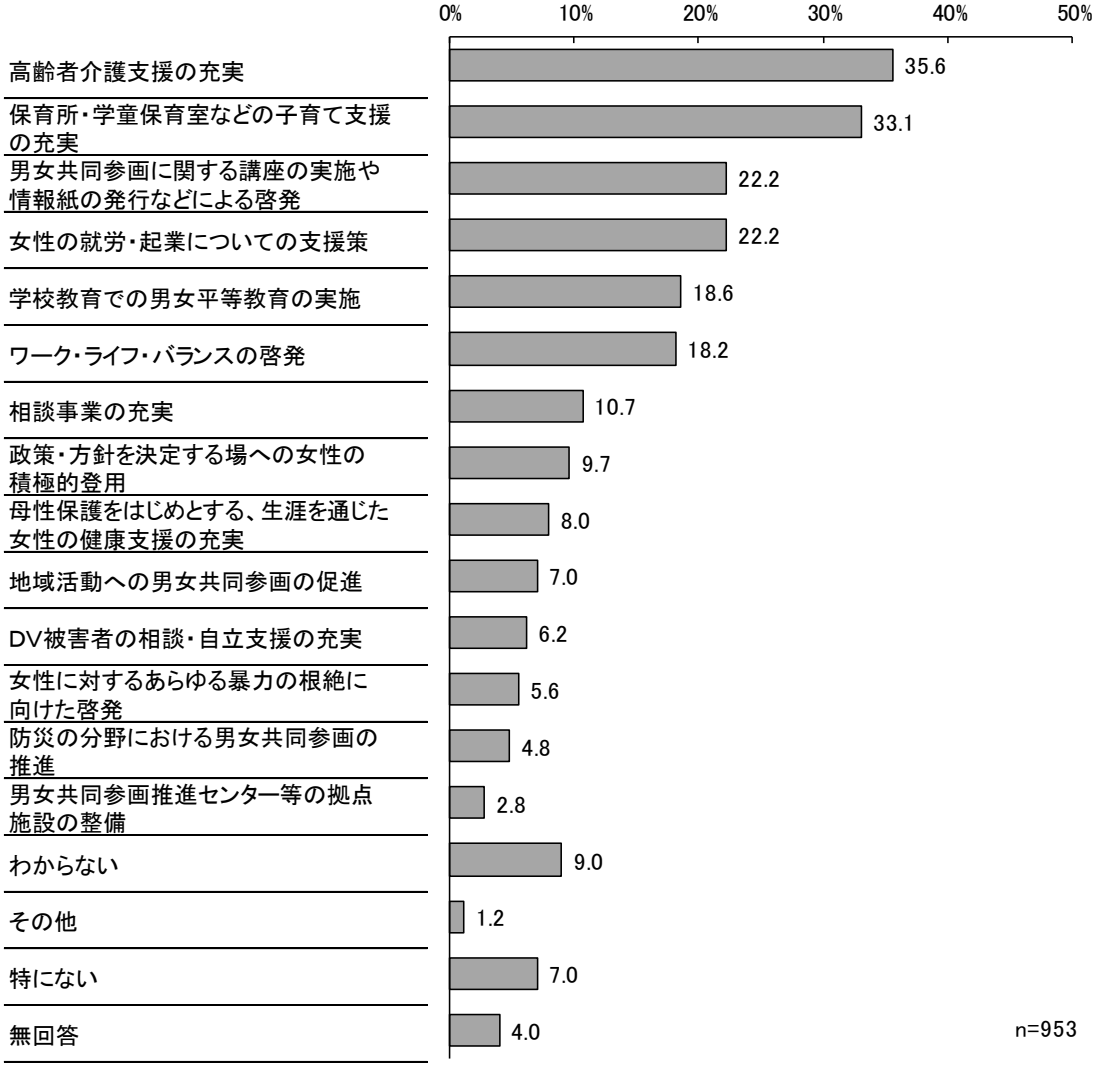

男女平等のために最も重要と思うことについては、男女ともに「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

男女平等のために最も重要なこと【性別】

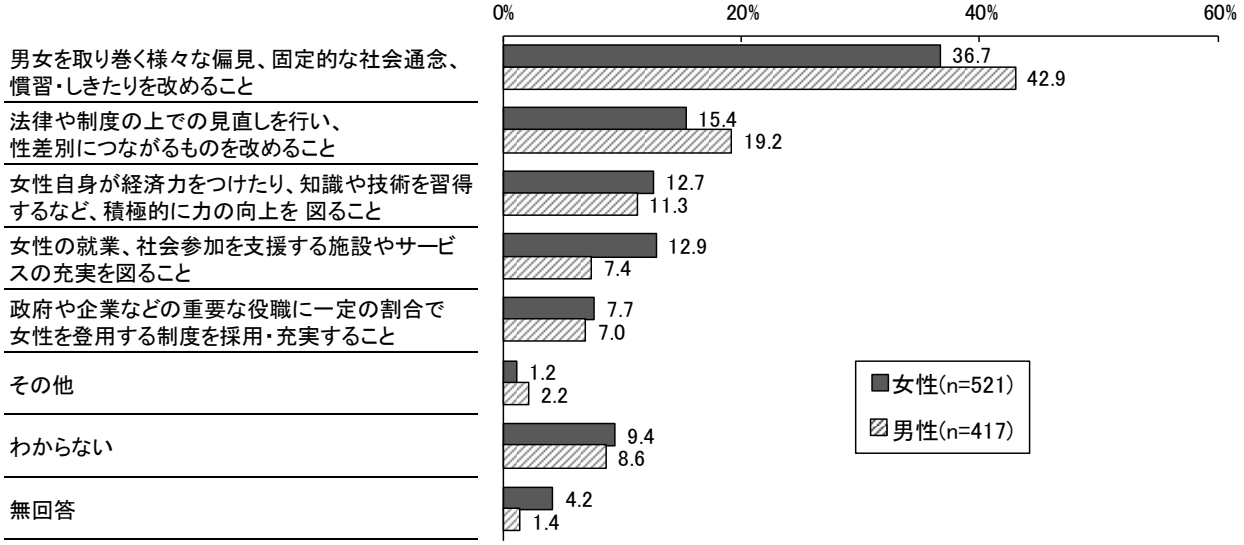

## （3）事業所アンケート調査

### ① 女性の活躍推進

女性従業員の起用・配属について、「男女の区別なく幅広く起用している」が 72.6%と最も高くなっています。

女性従業員の起用・配属について

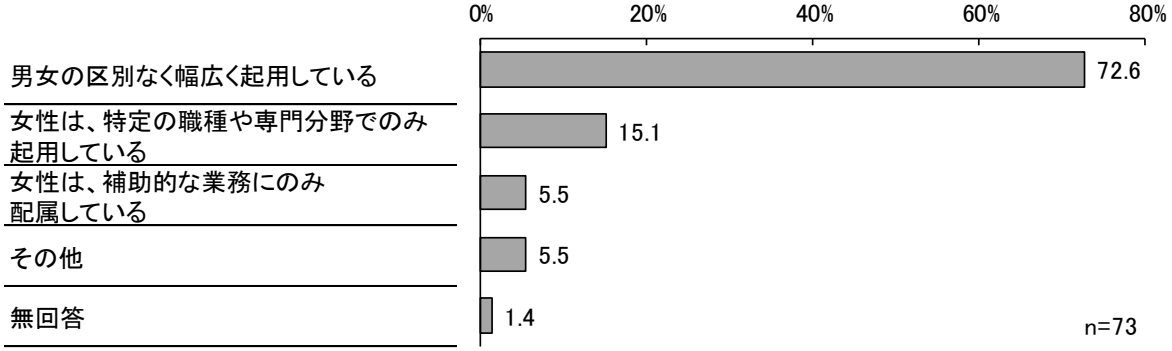


女性の活躍推進のための取組について、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が 76.7%で最も高く、次いで「性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている」が 52.1%と高くなっています。

女性の活躍推進のための取組

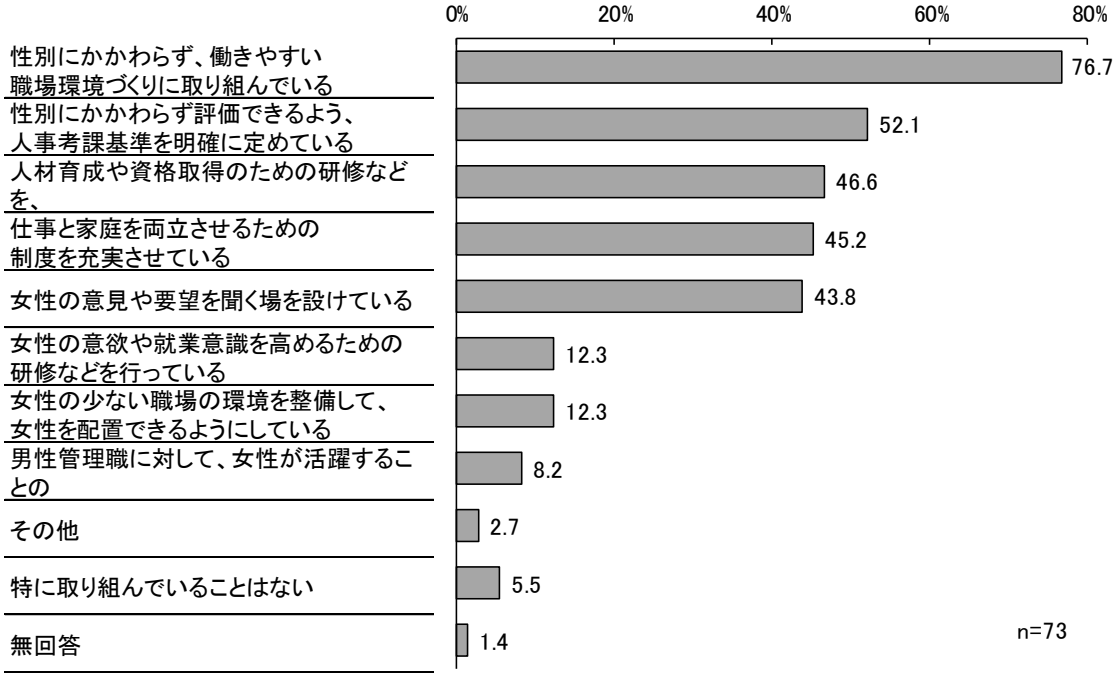

## ② 男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組

事業所において男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組については、「保育施設・保育サービスの充実」が最も高く、次いで「社会の変化や法律・制度改正に関する情報提供」「高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」などの順となっています。

市・行政に期待する取組

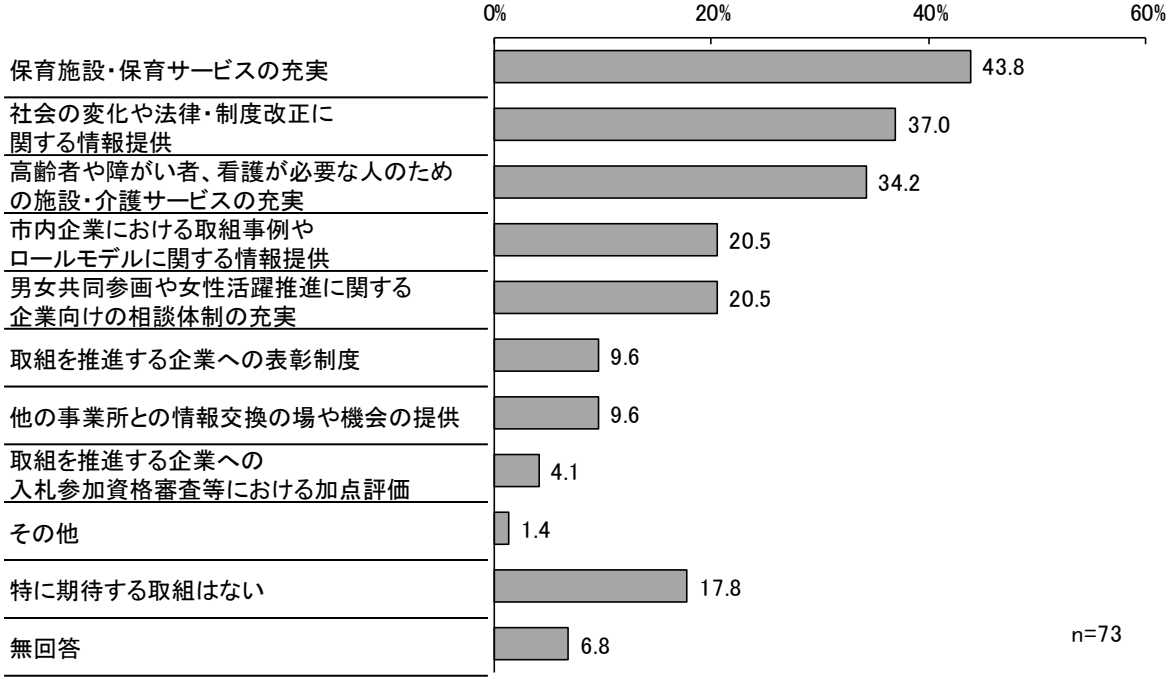

# ３．第五次計画の評価

## （１）取組の推進状況と数値目標の達成状況

第五次計画では、５つの基本目標にそれぞれ数値目標を設定し、目標の達成に向け男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

### 基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりにおいては、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、人権意識の高揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発、学校での男女平等教育や生徒への啓発、保護者を対象とした家庭学級の開催など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

その結果、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は、目標達成には至っていないものの改善傾向にあります。一方で、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合は策定当初の数値よりも減少しています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

| 指標 | 策定当初<br>（平成28年度） | 目標値<br>（令和4年度） | 実績値<br>（令和3年度） |
|---|---|---|---|
| 固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす | 18～59歳　53.8% | 65% | 62.2% |
| | 60歳以上　47.5% | 60% | 50.2% |
| 社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合を増やす | 18～59歳　11.4% | 30% | 9.0% |
| | 60歳以上　9.2% | 25% | 8.5% |

## 基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】

男女がともに活躍できる環境づくりにおいては、女性の起業・再就職支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

育児休業を「取りたいが取ることはできない」男性の割合については、目標を概ね達成するなど男性自身の意識の変化が見られます。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を 40％とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進める必要があります。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず１人女性を配置しています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、家庭や社会への参画を進めることができるよう、多様な働き方の推進をはじめとした企業への働きかけを継続して行う必要があります。

| 指標 | 策定当初<br>（平成28年度） | 目標値<br>（令和4年度） | 実績値<br>（令和3年度） |
|---|---|---|---|
| 育児休業について<br>「取りたいが取ることはできない」<br>男性の割合を減らす | 16.8% | 5% | 5.5% |
| 審議会等の委員における女性の割合を増やす | 31.6% | 40% | 25.7% |

## 基本目標３　心豊かな生活の基盤づくり

心豊かな生活の基盤づくりにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭・高齢者・障がい者・ＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）への支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。その一方で、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度や性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合は、大きな変化が見られません。

仕事と家庭生活の両立支援としては、駅前ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業を実施し、就労する保護者を支援しています。勤務形態の多様化に伴う土曜・休日保育への一定のニーズや低年齢児の保育需要の増大など新たな課題も生じています。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、18～59 歳及び 60 歳以上ともに目標達成には至っていないものの増加傾向にあります。一方で、１年間に地域活動に参加した、または参加している人の割合については、大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大による外出や活動の自粛の影響によるものと考えられます。

少子高齢化が一層進む中で、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式に合わせた地域活動のあり方の検討など、社会環境の大きな変化にも対応する必要があります。

| 指標 | 策定当初<br>（平成28年度） | 目標値<br>（令和4年度） | 実績値<br>（令和3年度） |
|---|---|---|---|
| 「ワーク・ライフ・バランス」の<br>認知度を増やす | 18～59歳　37.7% | 60% | 47.6% |
| | 60歳以上　17.5% | 40% | 22.6% |
| 1年間に地域活動に参加した、<br>または参加している人の割合を増やす | 18～59歳　43.2% | 60% | 23.1% |
| | 60歳以上　55.5% | 70% | 41.0% |
| 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の<br>認知度を増やす | 18～59歳　5.7% | 20% | 8.2% |
| | 60歳以上　2.4% | 15% | 4.0% |
| 性と生殖に関して生涯を通じた健康が<br>保障されていると回答した<br>女性の割合を増やす | 21.2% | 40% | 21.7% |

## 基本目標４　あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶においては、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力の被害者に対する相談対応や支援等を実施しています。

近年、ＤＶ（配偶者等からの暴力）の被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、ＤＶ被害者支援担当課だけでは対応が難しい状況にあることから、被害者の保護・支援にあたっては庁内各課や関係機関との連携を強化しています。

「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力を根絶することを目指し、パネル展の開催やパープルリボンを活用した普及啓発、パープルライトアップ事業、若年層に向けたデートＤＶパンフレットの配布等、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

配偶者等からの暴力に関連した数値目標では、[何を言っても、長期間無視し続ける]や[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]、[収入や貯金を勝手に使う]などの行為が「暴力にあたると思わない」割合はいずれも減少しています。一方で、配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度については大きな変化が見られません。

今後も、ＤＶをはじめ、各種ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動と相談しやすい体制づくりを行う必要があります。

| 指標 | 策定当初<br>（平成28年度） | 目標値<br>（令和4年度） | 実績値<br>（令和3年度） |
|---|---|---|---|
| 配偶者等からの暴力について<br>「暴力にあたると思わない」割合を減らす | [何を言っても、長期間無視し続ける]<br>9.7% | 5% | 6.9% |
| | [交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]<br>10.7% | 5% | 6.9% |
| | [収入や貯金を勝手に使う]<br>10.0% | 5% | 6.3% |
| 配偶者等からの暴力について<br>相談できる窓口の認知度を増やす | 18～59歳　32.2% | 70% | 33.7% |
| | 60歳以上　36.5% | 70% | 33.9% |
| 配偶者等からの暴力被害を<br>相談した人の割合を増やす | 15.2% | 30% | 35.1% |

## 基本目標５　男女共同参画の推進体制の強化

男女共同参画の推進体制の強化においては、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書として取りまとめを行いました。年次報告書は、市ホームページでも公表しています。

公募の市民を含む男女共同参画審議会や庁内職員で構成する男女共同参画推進委員会においても、第五次計画の進捗状況の評価・検証を行っています。

北本市役所の男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業取得率は、増加傾向にあります。引き続き、男性職員が育児休業等を取得しやすいよう、男女双方の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

一方で、数値目標である「北本市男女共同参画推進条例」の認知度については、これまでに機会を捉えて周知を図ってきましたが、認知度の向上には至っていません。

| 指標 | 策定当初<br>（平成28年度） | 目標値<br>（令和4年度） | 実績値<br>（令和3年度） |
|---|---|---|---|
| 「北本市男女共同参画推進条例」の認知度を増やす | 18～59歳　3.3% | 20% | 4.6% |
| | 60歳以上　3.7% | 20% | 4.5% |

# ４　課題のまとめ

## （１）男女平等や多様性を尊重する意識づくり

男女平等・男女共同参画意識の醸成は、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現の基礎となるものです。市民意識・実態調査では、固定的な役割分担意識については少しずつ解消の傾向が見られますが、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合では男女平等になっていないと感じる人が多くなっています。

女性も男性も性別に関わりなく、個人として尊重された生き方ができるよう、あらゆる場面において、性別による偏見や男女不平等の意識に基づいていないか、問題意識を持つ必要があります。

また、男女共同参画に関する用語や制度の認知度については、大きく向上した項目がある一方で、市の条例や計画等については認知度が低く、新たに取組を開始した「北本市パートナーシップ宣誓制度」についても認知度が低い状況にあります。

男女共同参画社会の実現は、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現にもつながるものです。固定的な役割分担意識や、性のあり方や性別に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向け、保育・学校教育をはじめ幼少期から男女平等の考え方を普及するとともに、市民に分かりやすい周知や広報を行うことが重要です。

## （２）あらゆる分野における参画促進

仕事、家庭、地域生活などあらゆる分野において、性別に関わらず、すべての人が自分の希望に沿った形で、個性や能力を発揮することは、少子高齢化が進行するなかで多様性に富んだ活力ある社会をつくるうえで不可欠となっています。

特に、政治・経済をはじめ、地域社会などあらゆる分野の政策・方針決定の場に女性の参画が進むことで、多様な視点が確保され、社会の変化に柔軟に対応できる、持続可能な社会の実現につながることが期待されます。

市民意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスの現実において、家庭生活や個人・地域生活よりも、仕事を優先していると回答した人は大きく減少し、ワーク・ライフ・バランスが実現できている人は増加傾向にあることがうかがえます。一方で、男女が仕事と生活を両立するために必要な条件としては、男女双方では給与等の男女間格差をなくすこと、男性では労働時間を短縮することが多くあげられています。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、テレワーク等新しい働き方の普及を追い風に、市民一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を進めることが重要です。また、男性が家事・育児・介護等に主体的に参加するための意識づくりや長時間労働の是正など働き方の見直しを両輪に取り組むことが必要です。

## （３）あらゆる暴力の根絶に向けた体制の強化

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つとなっています。配偶者等からの暴力（ＤＶ）をはじめ、性暴力・性犯罪、児童虐待や高齢者・障がい者に対する虐待はいずれも被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントは、働く場や教育の場、地域社会など様々な場面で発生する可能性があることから、市民一人一人があらゆる暴力を許さない意識を持つことなど、暴力根絶に向けた取組の充実が求められます。

市民意識･実態調査では、ＤＶと考えられる行為を受けた経験のある女性の４人に１人が「命の危険を感じたことがある」と回答していることから、緊急度の高いケースが発生する可能性があることを念頭に、ＤＶの被害について相談しやすい体制づくりのほか、国・県、民間団体等の多様な相談窓口等の情報の周知、被害者の保護・支援に向けて関係機関・庁内における情報共有・連携強化を行うことが重要です。

## （４）すべての人が安全・安心に生活できる環境の整備

日本は、世界の中でも自然災害が発生しやすい国といわれ、地震をはじめ、台風に伴う洪水・土砂災害等、毎年多くの自然災害が発生しています。過去に大きな災害が発生した際には、被災者支援、避難所運営などの各段階で女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、宿泊・飲食などの対人サービス業で雇用が大きく減少したことにより、女性が多くを占める非正規雇用の労働者やひとり親家庭の母親など、女性に対する深刻な影響が明らかになっています。このことは、平時においては表面化してこなかった、固定的性別役割分担意識の残存や男女共同参画の遅れが新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化したものと言われています。

自然災害や感染症の感染拡大などの非常時においては、女性のみならず、高齢者、子ども、障害のある人、外国人など社会的に不利な立場にある人の意見が反映されないことがあるため、誰もが安心して生活できるよう、様々な立場の人の意見を取り入れ、支援を推進する必要があります。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの意識を持つことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方をより分かりやすい形で周知を図る必要があります。

防災・災害対応における男女共同参画を実現するためにも、防災に関する地域活動に女性が参加することの重要性について改めて啓発を行い、自主防災組織等地域活動への女性・若い世代の参加を促すことが重要です。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １．基本理念と基本目標

### （１）基本理念

本計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第３条の基本理念に基づき、市・市民・事業者・団体等の協働により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

**男女の人権の尊重**

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

**社会における制度または慣行についての配慮**

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

**政策等の立案及び決定への共同参画**

市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

**家庭生活における活動と社会生活における活動への参画**

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

**国際協調**

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

**個人の尊厳を害する暴力の根絶**

ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

**生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重**

妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

## （２）基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、市の現状や課題を踏まえ、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

### 基本目標１　男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現にあたっては、社会全体家庭生活の場や職場、学校教育の場のほか、政治、法律、社会慣行・しきたり等のあらゆる分野において、男女が平等であることを実感し、長い時間をかけて形成されてきた、性別に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが重要です。

市民一人一人がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点を大切にした教育を行うなど、男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくりを推進します。

### 基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、すべての人が働きやすく、家庭生活等と仕事を両立できる基盤整備を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女双方が子育て・介護を担うための積極的な情報発信など、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

## 基本目標３　あらゆる暴力の根絶
## 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】

ＤＶ（配偶者等に対する暴力）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、ＤＶを含むあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会の実現において克服すべき重要な課題です。

どのようなことが暴力にあたるのか、また、被害者・加害者・傍観者にならないために正しい認識の周知・普及に努めます。あわせて、同様に個人の尊厳を不当に侵害する行為である各種ハラスメントや虐待等、社会全体であらゆる暴力を許さない意識の啓発を強化します。

実際に被害を受けた人が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実や被害者の保護・安全確保、自立に向けた支援体制の強化等、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進します。

## 基本目標4　安心･安全に暮らせる環境づくり

自然災害や感染症の拡大といった非常事態は、市民の生活を大きく脅かすとともに、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらします。そのため、平時だけではなく、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

男女双方の視点に立った対策やニーズが取り入れられるよう、防災分野の政策決定過程への女性の参画の推進や男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯体制を強化します。

また、年代に応じた健康づくり、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方の普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人への体制づくりに併せて、それぞれが能力を発揮できるような環境の整備など、すべての人が安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

## 基本目標5　男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、それぞれの人や組織が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開できるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携を強化します。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に一体的に取り組みます。

## 2．計画の体系

| 基本目標 | 基本的な課題 | 主な内容の方向性 |
|---|---|---|
| **基本目標１**<br>男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり | １　男女共同参画に関する教育・啓発や意識づくり | ・意識啓発・広報活動の推進<br>・学校教育・保育における男女共同参画 |
| | ２　多様性の尊重の推進<br>**新規** | ・ＬＧＢＴ・性の多様性に関する理解促進<br>★パートナーシップ宣誓制度の周知 |
| **基本目標２**<br>男女がともに活躍できる環境づくり<br>**【北本市女性活躍推進計画】** | １　政策・意思決定の場における女性の活躍促進 | ・審議会等への女性登用の促進<br>・地域活動における女性リーダーの登用 |
| | ２　働き方改革の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現 | ・男女がともに働きやすい職場環境の整備<br>・子育て支援・介護サービスの充実<br>・男性の子育て・介護への参画促進 |
| | ３　女性のチャレンジ支援 | ・女性の就業・起業への支援<br>・多様な働き方実現に向けた支援<br>・農商工・自営業に従事する女性への支援 |
| **基本目標３**<br>あらゆる暴力の根絶<br>**【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】** | １　暴力根絶のための意識啓発 | ・意識啓発・広報の強化（ＤＶ防止・各種ハラスメント・児童虐待）<br>●若年層への広報・啓発(デートＤＶ・性被害等) |
| | ２　相談体制の充実 | ・相談しやすい体制の充実<br>・男性被害者も相談しやすい環境整備 |
| | ３　暴力被害者の保護・支援 | ・被害者の安全確保と手続きに関する支援<br>・自立に向けた支援 |
| **基本目標４**<br>安心・安全に暮らせる環境づくり<br>**新規** | １　防災・防犯分野における男女共同参画の推進 | ・男女共同参画の視点に立った防災体制<br>●防災分野の政策決定過程への女性の参画<br>・男女共同参画の視点に立った防犯体制 |
| | ２　健康で安心して暮らせる環境整備 | ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発<br>・女性特有の疾病予防・性差に応じた健康づくりの支援<br>・ひとり親家庭への支援<br>★セーフティネットの強化（生活困窮者支援）<br>・高齢者・障がい者等への支援 |
| **基本目標５**<br>男女共同参画の推進体制の強化 | １　計画の総合的な推進体制の充実 | ・庁内における男女共同参画の推進<br>・庁内推進体制の充実<br>・計画の進行管理 |